支払利息		707,036		
有価証券売却損		10,000,000		
関係会社株式評価損		145,948,641		
その他雑損		1,300		
固定資産除却損		2,130,294		
法人税等		3,800,000	8,203,313,652	
⑵　（控除）自己収入等				
プログラム普及収入	△	6,788,179		
信用保証料	△	1,637,861		
評価・認証料	△	36,399,500		
試験手数料収入	△	2,493,900,000		
試験問題審査収入	△	56,711,000		
受託業務収入	△	631,886		
寄附金収益	△	71,990,112		
資産見返寄附金戻入	△	7,916,484		
受取利息	△	2,751,219		
有価証券利息	△	130,157,473		
有価証券売却益	△	353,332,025		
雑益	△	89,600,273		
貸倒引当金戻入益	△	8,535,120		
保証債務損失引当金戻入益	△	55,803,585		
償却債権取立益	△	11,060,000	△ 3,327,214,717	
業務費用合計				4,876,098,935
Ⅱ　損益外減価償却相当額				455,713,208
Ⅲ　損益外除売却差額相当額				524,020
Ⅳ　引当外賞与見積額				△ 5,669,359
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額				30,459,107
Ⅵ　機会費用				
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用				100,679,980
Ⅶ　（控除）法人税等及び国庫納付額				△ 3,800,000
Ⅷ　行政サービス実施コスト				5,454,005,891

（注記事項）　⑴　政府出資等の機会費用の計算方法…平成25年３月末における10年国債の利回り（0.560%）により算定しています。

⑵　引当外退職給付増加見積額のうち、公務員からの出向職員に係る退職給付引当金の当年度増加額は7,929,107円であります。

重　要　な　会　計　方　針

1．運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

当機構が実施する情報処理の推進に関する業務は、その達成度を測定する客観的な測定尺度を設定することが困難であります。

また、一定の期間の経過とともに業務が進行するものではなく、情報処理を取巻く様々な環境の変化に応じて重点的かつ柔軟に対応する必要があり、業務進行の実態は活動に要した費用額で捉えることが合理的であるため、費用進行基準を採用しております。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　５～18年

車両運搬具　　５年

工具器具備品　２～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用におけるソフトウェアについては、法人における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

3．引当金等の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

ａ　一般債権

貸倒実績率法によっております。

ｂ　貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

⑵　賞与引当金

職員の賞与の支給に備えるため、運営費交付金により財源措置がなされている部分を除く支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を控除して計算しております。

⑶　保証債務損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

職員の退職給付に備えるため、運営費交付金により財源措置がなされる部分を除き、当該事業年度末における退職一時金について、簡便法の採用により、当該事業年度末における期末要支給額を計上しております。

当法人は確定給付型の制度として、退職一時金制度及び厚生年金基金制度を設けております。当法人の加入する厚生年金基金（代行部分を含む）は総合設立方式であり、基金を構成する複数事業主間において類似した退職給付制度を有しておらず、また特定の事業主に属する従業員に係る給付等が制度全体の中で著しく大きな割合を占めておりません。そのため当法人の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、退職給付に係る会計基準（企業会計審議会：平成19年５月15日改正）注解12（複数事業主制度の企業年金について）により、年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。